産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書(単価) (案)

排出事業者:木曽森林管理署(以下「委託者」という。)と、 処分業者:〇〇〇〇〇〇〇(以下「受託者」という。)は、

委託者の事業場:木曽森林管理署御岳御厩野林道第7号橋梁から排出される低濃 度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の収集・運搬及び処 分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条(法令の遵守)

委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託期間)

委託期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。

第3条(契約単価)

契約単価は第8条2のとおり。

なお予定総金額は下記のとおり。

金 0000000円

(うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇円)

第4条(契約保証金)

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

第5条(委託金額の請求)

受託者は、委託者の指定する職員の確認を受けて、委託金額(含む「消費税及び 地方消費税額」)を委託者に請求する。

第6条(委託金額の支払い)

委託者は、受託者が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して30日 以内(以下、「約定期間」という。)に料金を支払わなければいけない。

第7条(遅延利息)

1 受託者は、委託者が自己の責に帰すべき事由により第6条に定める約定期間 内に委託金額の支払いを行わなかった場合は、支払いの日までの日数に応じ、 この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号)第8条第1項の規程に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

- 2 前項により、計算した遅延利息金額の100円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払い遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払う日数に計算しない。

第8条(委託内容)

1 (受託者の事業範囲)

受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出する。なお、許可証は本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、同時に本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市:許可都道府県・政令市:許可の有効期限:許可の有効期限:事業範囲:事業範囲:許可の条件:許可の条件:許可番号:許可番号:

[特管]

〔産廃〕

許可都道府県・政令市:許可都道府県・政令市:許可の有効期限:許可の有効期限:事業範囲:事業範囲:許可の条件:許可の条件:許可番号:許可番号:

◎ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市:許可都道府県・政令市:許可の有効期限:許可の有効期限:事業範囲:事業範囲:許可の条件:許可の条件:許可番号:許可番号:

〔特管〕

2 (委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価)

委託者が、受託者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量 及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、予定数量及び委託単価

種 類: 低濃度 PCB 廃棄物(塗膜くず(ドラム缶 16 本含む))

予定数量:1台

単価(税抜):○○○円

◎処分に関する種類、予定数量及び委託単価

種 類: 低濃度 PCB 廃棄物 (塗膜くず (ドラム缶 16 本含む))

予定数量: 4,250kg

単価(税抜):○○○円

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

受託者は、委託者から委託された第7条第2項の産業廃棄物を次のとおり無害化 処理により処分するものとする。

処分した事業者:

事業場の名称:

事業場の所在地:

処分の方法:

施設の処理能力:

4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の 番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能 力

5 (収集・運搬過程における積替保管)

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替保管は行わない。

第9条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ 書面をもって受託者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄 物データシート」(環境省の 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-(第2 版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
- 2 委託者は、産業廃棄物の適正な処理するための情報として以下の情報をあらかじめ受託者に提供する。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - オ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - カ その他、産業廃棄物を取り扱う際の注意事項
- 3 委託者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受託者と協議の上、定めることとする。

- 4 委託者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受託者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の「容器貼付用ラベル」参照)。
- 5 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 6 委託者は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関 又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受託者に提示する。

産業廃棄物の種類:低濃度 PCB 廃棄物 (塗膜くず)

提示する時期又は回数: 1回

第10条(委託者の責任範囲)

- 1 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 受託者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失に

よって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。

3 受託者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、委託者の指図又は委託者の委託の仕方(委託者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。) に原因があるときは、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において受託者に損害が発生した場合に、委託者の指図又は委託者の委託の仕方 (委託者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、委託者が受託者にその損害を賠償する。

第11条 (再委託の禁止)

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に 委託しはならない。 ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て法令の定め る再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第12条 (義務の譲渡等)

受託者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第13条(委託業務終了報告)

受託者は委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票(運搬終了確認)、B4票、B6票(積み替えがある場合)、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、E票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第14条 (業務の一時停止)

1 受託者は、やむを得ない事情がある場合、委託者から委託された産業廃棄物の 適正処理が困難となる事由が生じたときは、委託者の了解を得て、業務を一時停止することができる。その場合は、直ちに委託者に当該事由の内容及び委託者に おける影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

なお、委託者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 委託者は受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第15条(内容の変更)

委託者又は受託者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、 委託金額又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大

幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者双方協議の上、書面によりこれを定める ものとする。

2 委託者は第1項の変更により損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第16条(機密保持)

委託者及び受託者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第17条 (契約の解除)

- 1 委託者及び受託者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、 書面による催告の上、 相互に本契約を解除することができる。
- 2 受託者が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。
- 3 受託者がその責に帰すべき事由により委託期間内に業務が完了することができないことが明らかと認められる場合。
- 4 委託者又は受託者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

イ 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・ 運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が 受託者にないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明 確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、 受託者に対して、委託者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとと もに、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物を、委託者の費用をもって当該 産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは委託者の費用負担をもって委託 者の事業場に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第18条(談合その他の不正行為による解除)

委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、 この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が 刑法(明治40年法律第4号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑 が確定したとき。

第19条 (再委託契約に関する契約解除)

委託者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団に 該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を 求めることができるものとする。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができるものとする。

第20条(合意管轄)

この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、長野地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし、他の裁判所にはこれを申し立てないことに合意する。

第21条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係 法令にしたがい、その都度委託者と受託者が誠意をもって協議し、これを取り決め るものとする。 本契約の成立を証するために本書2通を作成し、委託者と受託者は、各々記名押 印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 長野県木曽郡上松町正島町 1-4-1 氏名 分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署長 北村 大

受託者 住所 氏名

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条

甲(委託者をいう。以下同じ。)は、乙(受託者という。以下同じ。)が次の各号の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)

法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2)

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている とき

(3)

役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)

役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)

役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している とき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条

乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2

乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。(再請負契約等に関する契約解除)

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条

乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ち に当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者 (再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2

甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条

甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2

乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条

乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼ うゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不 当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして 、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとと もに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬及び処分業務委託(御岳御厩野林道第7号橋梁)仕様書

1. 目的

木曽森林管理署発注工事で発生した低濃度PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 法等関係法令」に基づき安全かつ適正に収集し、無害化施設へ運搬、無害化処理後、処分を行うものである。

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日

3. PCB廃棄物の発生箇所

長野県木曽郡王滝村 三浦国有林2625・2638林班 御岳御厩野林道第7号橋梁 (別添位置図のとおり) (岐阜県下呂市役所から33.3km (舗装路22.3km、未舗装11.0km))

4. PCB廃棄物の数量・種類等(予定)

塗膜くず、保護具等(ドラム缶16本含む) 4,250kg

5. 業務内容

低濃度PCB廃棄物の収集・運搬・処分を行うものとする。

- (1) 収集·運搬
- ア「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等により必要な処置を行うこと。
- イ 車両への積込及び処理場への搬入については、受託者が行うものとする。
- ウ 廃棄物の積込場所及び荷卸し場所を管轄する都道府県知事もしくは政令指定市長の許可を受けていること。
- エ 収集運搬の日程については、別途協議とする。

(2) 処分

- ア 無害化処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定」を受けている受託者の処理場で行うものとする。
- イ 無害化処理後の廃棄物は漏洩防止容器を含む全てを「低濃度 P C B 廃棄物の処理に関するガイドライン」等 関係法令に基づき、適正に最終処分するものとする。

6. 橋梁途膜に含有される化学物質について

区分	含有量		
РСВ	3.1mg/kg		
鉛	2.4%		
六価クロム	0.01%未満		
石綿 (アスベスト)	なし		

7. その他

- (1) 本業務に実施にあたっては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「低濃度 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン」等関係法令等 を遵守し、安全かつ適正に行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に際して、林道施設(標識・ガードレール・カーブミラー等含む)の保全、立木の保護、国有林内林道の安全運転に努めること。
- (3) 本仕様書に定めない事項については、監督職員と必要に応じて打合せを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに監督職員と協議して対応するものとする。

